

スポーツ少年団登録者再教育プログラム運用規程 別表

令和5年1月1日施行

処分内容		再教育プログラム				
		認識・行動改善計画書	研修・講習等	面談・ カウンセリング	その他	
注意・ 嚴重注意		認識・行動改善計画書の 作成・提出 <記載内容(例)> ①(日本スポーツ少年団 が指定した)研修・講 習のまとめ ②課題書籍の概要と感想 ③今回の行為に至った経 緯と行為の内容 ④今回の行為によって生 じた影響 ⑤今回の行為の不適切さ ⑥他に考えられた選択肢 ⑦同様の行為に至らない ために取り組むこと ※内容は個別に指定 ※①は受講が課せられた 者のみ	—	—	都道府県スポ ーツ少年団が 課す内容 ※必要に応じ て課すこと ができる	
有期 の活動 禁止	3か月～		日本スポーツ少年団が指定 する研修や講習等の受講 ※倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※最低3時間以上 ※内容や時間数は個別に指 定	—		※推奨はするが 義務とはしな い ※行為者の状況 等によっては 都道府県スポ ー少年団と連 携して面談等 を課す
	6か月～					
	8か月～					
	12か月～ (1年～)					
	16か月～					
24か月～ (2年～)	公認スポーツ指導者養成講 習会共通科目Ⅲの受講 ※事前課題(オンラインテ スト)・集合講習会・事 後学習の全課程 ※全課程を受講した場合で も共通科目Ⅲの修了者と はならない		面談等 ※都道府県スポ ーツ少年団と 連携して内容 や方法を決定			
無期の活動禁 止			専門家による カウンセリング の受診 ※内容や回数等 は案件ごとに 調整			

※ 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担